

DEC 17 2004

12-29-2004

Form PTO-1595

(Rev. 03/01)

OMB No. 0651-0027 (exp. 5/3)



102912321

FEET

U.S. DEPARTMENT OF COMMERCE
U.S. Patent and Trademark Office

To the Honorable Commissioner of Patents and Trademarks: Please record the attached original documents or copy thereof

1. Name of conveying party(ies):

New Tokyo International Airport Authority

Additional name(s) of conveying party(ies) attached?

☐ Yes☒ No

3. Nature of Conveyance:

☐ Assignment☐ Merger☐ Security Agreement☒ Change of Name☐ Other

Execution Date: July 10, 2003

2. Name and address of receiving party(ies)

Name: Narita International Airport Corporation

Internal Address:

Street Address:

24, Aza Kamidai, Kinone,
Narita-shi, Chiba 282-8601
JAPAN

City:

State:

Zip:

Additional name(s) &
address(es) attached:☐ Yes☒ No

4. Application number(s) or patent number(s):

If this document is being filed together with a new application, the execution date of the new application is:

A. Patent Application No.(s):

See Attached List

B. Patent No.(s):

See Attached List

Additional numbers attached? ☒ Yes ☐ No

5. Name and address of party to whom correspondence concerning document should be mailed:

Name: Jonathan P. Osha
OSHA & MAY L.L.P.

Internal Address: Atty. Dkt.: 05426/004001 et al.

Street Address:
1221 McKinney St., Suite 2800City:
Houston

State: TX Zip: 77010

6. Total number of applications and patents involved:

6

7. Total fee (37 CFR 3.41)

\$ 240.00

☐ Enclosed☐ Authorized to be charged to deposit account☒ Authorized to be charged to credit card
(Form 2038 enclosed)

8. Deposit account number:

50-0591

(Attach duplicate copy of this page if paying by deposit account)

DO NOT USE THIS SPACE

9. Statement and signature.

To the best of my knowledge and belief, the foregoing information is true and correct and any attached copy is a true copy of the original document.

Thomas Scherer #451079
Name of Person Signing

Signature

12/17/04
Date

Total number of pages including cover sheet, attachments, and documents: 23

12/28/2004 JJALLAH2 00000004 09446158

01 FC:8021

240.00 0P

84472_1

PAGE 2/23 * RCVD AT 12/17/2004 1:55:10 PM [Eastern Standard Time] * SVR:USPTO-EFXXRF-1/2 * DNIS:8729306 * CSID:7132288778 * DURATION (mm-ss):08-48

PATENT
REEL: 016102 FRAME: 0198

Assignee Name Change from New Tokyo International Airport Authority to Narita International Airport Corporation.**List of Applications and Patents affected:**

Serial No.	Filing Date	Attorney Docket No.	Status
09/446,158	12/17/1999	05426/004001	ISSUED
09/463,182	01/20/2000	05426/005001	ISSUED
09/446,851	04/23/1999	05426/006001	ISSUED
09/622,516	08/17/2000	05426/008001	ISSUED
09/622,515	08/17/2000	05426/009001	ISSUED
09/936,529	09/14/2001	05426/012001	ISSUED

82199_1

DEC 17 2004

1

CERTIFICATE CERTIFYING ALL THE REGISTRATION MATTERS

24, Aza Kamidai, Kinone, Narita-shi, Chiba 282-8601, Japan

NARITA INTERNATIONAL AIRPORT CORPORATION

Company number 0423-01-003454

Corporate Name	NARITA INTERNATIONAL AIRPORT CORPORATION
Head Office	24, Aza Kamidai, Kinone, Narita-shi, Chiba 282-8601, Japan
Means announced publicly	Notice through Official Gazette
Date Established	April 1, 2004
Objectives	The company shall undertake the following activities for the express purpose of providing greater convenience to air transport users by practicing efficiency in the establishment and management of Narita International Airport, and thereby contributing to the overall development of air transport and enhancing international competitiveness of Japan's industry and tourism. 1. Establishment and management of Narita International Airport. 2. Management of aviation navigation facilities to ensure safe aircraft arrivals and departures at Narita International Airport. 3. Construction and management of passenger and cargo handling facilities, aviation fuel facilities and other aviation navigation facilities to ensure the functional integrity of Narita International Airport. 4. Construction and management of offices, shops and other facilities deemed appropriate for construction within the airport premises for the convenience of Narita International Airport users. 5. Prevention of aircraft noise disturbance around Narita International Airport and activities as listed below related to the provision of compensation for loss. 1. Acquisition of land, construction, management and land transfer for buffer zone development. 2. Subsidies for soundproofing works. 3. Compensation for loss sustained by relocation and purchase of land. 4. Other activities not described in sub-paragraphs 1 to 3 associated with the prevention of aircraft noise disturbance and the provision of compensation for loss. 6. The following activities associated with improving

24, Aza Kamidai, Kinone, Narita-shi, Chiba 282-8601, Japan

NARITA INTERNATIONAL AIRPORT CORPORATION

2

Company number 0423-01-003454

	the living environment around Narita International Airport, other than those listed above. 1. Activities deemed necessary to alleviate the effects on the living environment around the airport from aircraft for the benefit of personnel who contribute to the function of the airport. 2. Provision of grants to regional authorities for preventing disturbance from aircraft noise around the airport and for improving the local environment. 3. Activities other than those described in sub-paragraphs 1 and 2 for improving the living environment around Narita International Airport. 7. All activities associated with those described in the preceding paragraphs. 8. Activities other than those described in the preceding paragraphs that are required in order to achieve those objectives. (Corrected on August 19, 2004)	
Shares of common stock being issued	8,000,000 Shares	
Type and number together with shares of common stock issued	Shares of common stock issued 2,000,000 Shares	
Capital amount	1,000,000,000,000 yen (JPY)	
Information regarding officers	Director	Isao Matsunashi
	Director	Masahiko Kurono
	Director	Toshio Tamatsukuri
	Director	Michio Kamiko
	Director	Harubumi Kobori
	Director	Tamio Higurashi
	Director	Shoji Tokuda
	Representative Director	Masahiko Kurono
	Representative Director	Toshio Tamatsukuri
	Corporate Auditor	Takuo Kamiya
	Corporate Auditor	Hideo Tanabe
	Corporate Auditor	Takeshi Kobayashi
	Corporate Auditor	Makoto Fukuda

24, Aza Kamidai, Kinone, Narita-shi, Chiba 282-8601, Japan
NARITA INTERNATIONAL AIRPORT CORPORATION
Company number 0423-01-003454

3

This is to certify that it's all of particulars being recorded in the register book and continuing in effect.

September 30, 2004

Narita District Office, Chiba Legal Affairs Bureau
Register

Mitsuo Kanesaka

Sealed

現在事項全部証明書

千葉県成田市木の根字神台24番地
成田国際空港株式会社
会社法人等番号 0423-01-003454

商号	成田国際空港株式会社
本店	千葉県成田市木の根字神台24番地
公告をする方法	官報に掲載して行う
会社成立の年月日	平成16年4月1日
目的	当会社は、成田国際空港の設置及び管理を効率的に行うこと等により、航空輸送の利用者の利便の向上を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化に寄与することを目的として、次の事業を営む。 (1) 成田国際空港の設置及び管理 (2) 成田国際空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空保安施設の設置及び管理 (3) 航空旅客及び航空貨物の取扱施設、航空機給油施設その他の成田国際空港の機能を確保するために必要な施設の建設及び管理 (4) 事務所、店舗その他の成田国際空港を利用する者の利便に資するために成田国際空港の敷地内に建設することが適当であると認められる施設の建設及び管理 (5) 成田国際空港の周辺における航空機の騒音等により生ずる障害を防止し、又はその損失を補償するために行う次に掲げる事業 イ 緩衝地帯の整備のための土地等の取得、造成、管理及び譲渡 ロ 騒音防止工事等を行う者に対する助成 ハ 住居を移転する者等に対する損失の補償及びその所有する土地の買入れ ニ イからハまでに掲げるもののほか、成田国際空港の周辺における航空機の騒音等により生ずる障害を防止し、又はその損失を補償するために行う事業 (6) 前号に掲げるもののほか、成田国際空港の周辺における生活環境の改善に資するために行う次に掲げる事業 イ 成田国際空港の周辺における航空機の騒音等により生ずる生活環境への影響を緩和するために必要であると認められる事業であって成田国際空港の機能の発揮に資するものを行う者に対し、出えんする事業 ロ 成田国際空港の周辺における航空機の騒音等により生ずる障害の防止、成田国際空港の周辺の地域の整備その他の成田国際空港の周辺における生活環境の改善に資する事業を行う地方公共団体に対し、交付金を交付する事業 ハ イ及びロに掲げるもののほか、成田国際空港の周辺における生活環境の改善に資するために行う事業 (7) 前各号の事業に附帯する事業 (8) 前各号に掲げるもののほか、その目的を達成するために必要な事業 平成16年 8月19日更正
発行する株式の総数	800万株

整理番号 ウ051983

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

1/3

千葉県成田市木の根字神台24番地
成田国際空港株式会社
会社法人等番号 0423-01-003454

発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 200万株
資本の額	金1000億円
役員に関する事項	取締役 松 橋 功
	取締役 黒 野 匡 彦
	取締役 玉 造 敏 夫
	取締役 上 子 道 雄
	取締役 小 堀 陽 史
	取締役 日 暮 民 雄
	取締役 徳 田 彰 士
	東京都新宿区百人町三丁目22番12-601 号 代表取締役 黒 野 匡 彦
	千葉県成田市公津の杜四丁目1番地1 (CO- Z西館803) 代表取締役 玉 造 敏 夫
	監査役 神 谷 拓 雄
	監査役 田 辺 英 夫
	監査役 小 林 剛
	監査役 福 田 誠
取締役等の会社 に対する責任の免除 に関する規定	(1) 当会社は、商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもつて、同条第1項第5号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 (2) 当会社は、商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、

整理番号 ウ051983

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

2/3

千葉県成田市木の根字神台24番地
成田国際空港株式会社
会社法人等番号 0423-01-003454

	監査役（監査役であったものを含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。
社外取締役の会社に対する責任の制限に関する規定	当会社は、商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同条第19項各号に規定する金額の合計額とする。

これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。

平成16年10月19日
千葉地方方法務局成田出張所
登記官

金 坂 満



整理番号 ウ051983

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

3/3

現在事項全部証明書

千葉県成田市木の根字神台24番地
成田国際空港株式会社
会社法人等番号 0423-01-003454

商号	成田国際空港株式会社
本店	千葉県成田市木の根字神台24番地
公告をする方法	官報に掲載して行う
会社成立の年月日	平成16年4月1日
目的	当会社は、成田国際空港の設置及び管理を効率的に行うこと等により、航空輸送の利用者の利便の向上を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化に寄与することを目的として、次の事業を営む。 (1) 成田国際空港の設置及び管理 (2) 成田国際空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空保安施設の設置及び管理 (3) 航空旅客及び航空貨物の取扱施設、航空機給油施設その他の成田国際空港の機能を確保するために必要な施設の建設及び管理 (4) 事務所、店舗その他の成田国際空港を利用する者の利便に資するために成田国際空港の敷地内に建設することが適当であると認められる施設の建設及び管理 (5) 成田国際空港の周辺における航空機の騒音等により生ずる障害を防止し、又はその損失を補償するために行う次に掲げる事業 イ 緩衝地帯の整備のための土地等の取得、造成、管理及び譲渡 ロ 騒音防止工事等を行う者に対する助成 ハ 住居を移転する者等に対する損失の補償及びその所有する土地の買入れ ニ イからハまでに掲げるもののほか、成田国際空港の周辺における航空機の騒音等により生ずる障害を防止し、又はその損失を補償するために行う事業 (6) 前号に掲げるもののほか、成田国際空港の周辺における生活環境の改善に資するために行う次に掲げる事業 イ 成田国際空港の周辺における航空機の騒音等により生ずる生活環境への影響を緩和するために必要であると認められる事業であって成田国際空港の機能の発揮に資するものを行う者に対し、出えんする事業 ロ 成田国際空港の周辺における航空機の騒音等により生ずる騒音の防止、成田国際空港の周辺の地域の整備その他の成田国際空港の周辺における生活環境の改善に資する事業を行う地方公共団体に対し、交付金を交付する事業 ハ イ及びロに掲げるもののほか、成田国際空港の周辺における生活環境の改善に資するために行う事業 (7) 前各号の事業に附帯する事業 (8) 前各号に掲げるもののほか、その目的を達成するために必要な事業 平成16年 8月19日更正
発行する株式の総数	800万株

整理番号 ウ051983

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

1/3

千葉県成田市木の根字神台24番地
成田国際空港株式会社
会社法人等番号 0423-01-003454

発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 200万株
資本の額	金1000億円
役員に関する事項	取締役 松 橋 功
	取締役 黒 野 匡 彦
	取締役 玉 造 敏 夫
	取締役 上 子 道 雄
	取締役 小 堀 陽 史
	取締役 日 暮 民 雄
	取締役 徳 田 彰 士
	東京都新宿区百人町三丁目22番12-601 号 代表取締役 黒 野 匡 彦
	千葉県成田市公津の杜四丁目1番地1 (CO- 2西館803) 代表取締役 玉 造 敏 夫
	監査役 神 谷 拓 雄
	監査役 田 辺 英 夫
	監査役 小 林 剛
	監査役 福 田 誠
取締役等の会社に対する責任の免除 に関する規定	(1) 当会社は、商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 (2) 当会社は、商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、

整理番号 ウ051983

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

2/3

千葉県成田市木の根字神台24番地
成田国際空港株式会社
会社法人等番号 0423-01-003454

	監査役（監査役であったものを含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。
社外取締役の会社に対する責任の制限に関する規定	当会社は、商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同条第19項各号に規定する金額の合計額とする。

これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。

平成16年10月19日
千葉地方法務局成田出張所
登記官

金 坂 満 男



整理番号 ウ051983

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

3/3

Friday, July 18, 2003

Official Gazette

No. 3652

NARITA INTERNATIONAL AIRPORT CORPORATION LAW is promulgated
herewith.

RECEIVED
CENTRAL FAX CENTER

DEC 17 2004

Emperor's name

Emperor's stamp

July 18, 2003

Prime Minister Junichiro Koizumi

Law number 124

NARITA INTERNATIONAL AIRPORT CORPORATION LAW**Contents**

Chapter 1 General Provisions (Sections 1 to 4)

Chapter 2 Enterprise etc. (Sections 5 to 14)

Chapter 3 Miscellaneous rules (Sections 15 to 17)

Chapter 4 Penal regulations (Sections 18 to 23)

Additional law

Chapter 1 General Provisions

(Purpose)

1. Narita International Airport Corporation (hereinafter referred to as "the company") is an incorporated company aiming at contributing to strengthening of competition in the international market, such as industry and sightseeing of our country, while it aims at improvement in the convenience of the user of aviation transportation and contributes to aeronautic synthetic development by it, by performing installation of the Narita International Airport, and management efficiently.

Friday, July 18, 2003

Official Gazette

No. 3652

(Narita International Airport)

2." Narita International Airport " in this law means the public common airfield which the company inherited from the New Tokyo International Airport Authority (hereinafter referred to as" the public corporation") in accordance with section 12(1) of the additional rule.

Additional law

(Dissolution of the public corporation)

12. (1) The public corporation shall be dissolved at the time of establishment of the company, and the company inherits all the right and duty of the public corporation then.

(2) The amount of money defined by the government ordinance among the investments to the public corporation of the government when dissolving the public corporation should make no interest loan to the company concerned which the government holds at the time of the dissolution of a public corporation.

(3) The right in connection with no interest loan of the subsection (2) belongs to a general account or special account for airport improvement in accordance with the government ordinance.

(4) In addition about the settlement of accounts in the accounting year of the public corporation which starts on April 1, 2003, and a general inventory, a balance sheet, and an earning statement, it depends on an old example, except for the portion in connection with the section 27, subsections (2) and (3) of the New Tokyo International Airport Authority Law (it restricts to the portion in connection with an auditor's opinion brief).

(5) Necessary information about registration of the dissolution at the time of dissolving the public corporation by regulation of the subsection (1) and refund of no interest loan of the subsection (2) is defined by the government ordinance.

Friday, July 18, 2003Official GazetteNo. 3652

(Consignment for a government ordinance)

19. Necessary information is defined by the government ordinance about establishment of the company and the dissolution of the public corporation, except for what the sections 2 to 18 of the additional rule define.

(Abolition of the New Tokyo International Airport Authority Law)

20. The New Tokyo International Airport Authority Law is abolished.

平成 15 年 7 月 18 日 金曜日

官 報

第 3652 号

4

成田国際空港株式会社法をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十五年七月十八日

内閣府 小泉純一郎

法律第二十号 成田国際空港株式会社法

成田国際空港株式会社法

第一章 総則 (第一節 第四節)

第二章 事業等 (第五節 第十四節)

第三章 雑則 (第十五節 第十七節)

第四章 罰則 (第十八節 第二十三節)

附則 (第二十四節)

附則 (第二十五節)

附則 (第二十六節)

附則 (第二十七節)

附則 (第二十八節)

附則 (第二十九節)

附則 (第三十節)

附則 (第三十一節)

附則 (第三十二節)

附則 (第三十三節)

附則 (第三十四節)

附則 (第三十五節)

附則 (第三十六節)

附則 (第三十七節)

附則 (第三十八節)

附則 (第三十九節)

附則 (第四十節)

附則 (第四十一節)

附則 (第四十二節)

附則 (第四十三節)

附則 (第四十四節)

附則 (第四十五節)

附則 (第四十六節)

附則 (第四十七節)

附則 (第四十八節)

附則 (第四十九節)

附則 (第五十節)

附則 (第五十一節)

附則 (第五十二節)

附則 (第五十三節)

附則 (第五十四節)

附則 (第五十五節)

第四項に規定する航空保安施設の設置及び管理

二 成田国際空港の機能を確保するために必要

な航空保安及び航空貨物の取扱施設、航空機

給油施設その他の法令で定める施設並びにこ

れらの施設以外の施設で成田国際空港を利用

する者の利便に資するために成田国際空港の

敷地内に建設するものが適当であると認めら

れる事務所、店舗その他の法令で定めるもの

の建設及び管理

四 成田国際空港の周辺における航空機の騒音

等により生ずる被害を防止し、又はその損失

を補償するために行う次に掲げる事業

イ 騒音地帯の整備のための土地等の取得

造成、管理及び修繕

ロ 騒音防止工事等を行う者に対する助成

金等その他の被害を防止し、又はその損失を

補償するために行う事業であつて法令で定め

るもの

五 前号に掲げるもののほか、成田国際空港の

周辺における生活環境の改善のために

行う次に掲げる事業

イ 成田国際空港の周辺における航空機の騒音

等により生ずる生活環境への影響を緩和

するために必要であると認められる法令で

定める事業であつて成田国際空港の機能の

発揮に資するものを行う者に対し、出さ

ずる事業

ロ 成田国際空港の周辺における航空機の騒音

等により生ずる被害の防止、成田国際空

港の周辺の地域の整備その他の成田国際空

港の周辺における生活環境の改善に資する

事業を行う地方公共団体に対し、法令で定

めるものにより、交付金を交付する事業

ハ イ及びロに掲げるもののほか、成田国際

空港の周辺における生活環境の改善に資す

るために行う事業であつて法令で定めるも

の

六 前号の事業に附帯する事業

七 前号に掲げるもののほか、会社の目的を

達成するために必要な事業

八 会社は、前項第七号の事業を行うとすると

きは、あらかじめ国土交通大臣の認可を受けな

ければならない。

(生活環境の改善に対する配慮等)

第六節 会社は、成田国際空港の周辺の地域の住

民等の理解と協力を得ることがその事業の円滑

な実施を図る上で不可欠であることにかんが

み、その事業の実施に当たり常に成田国際空

港の周辺における生活環境の改善に配慮すると

も、前条第一項第四号及び第五号に掲げる事

業を適切かつ適度に行なうべきでない。

二 国は、会社が前条第一項第四号及び第五号の

事業を円滑に実施することができるよう配慮す

るものとする。

(一般担保)

第七節 会社の担保権者は、会社の財産について

他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受け

る権利を有する。

二 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九

年法律第八十九号)の規定による一般の先取特

権に次ぐものとする。

(資金の貸付け)

第八節 政府は、予算の範囲内において、会社に

対し、第五節第一項第一号及び第二号の事業に

要する資金に充てる資金を無利子で貸し付ける

ことができる。

(新株、社債及び借入金)

第九節 会社は、新株若しくは新株予約権を発行

し、社債、社債等の償還に関する法律(平成十

三年法律第七十五号、第六十六号第一号に規定

する短期社債を除く、第二十二号第二号におい

て同法を準用し、又は弁済期限が一年を超え

る資金を借り入れようとするときは、国土交通

大臣の認可を受けなければならない。ただし、

新株予約権が行使されたことにより新株を発行

しようとするときは、この限りでない。

二 前項本文の規定は、会社が、債券を失った者

に交付するために法令で定めるところにより債

権を発行し、当該債券の発行により新たに債券

を負担することとなる場合には、適用しない。

三 会社は、第一項ただし書の場合においては、

当該新株を発行した後、遅滞なく、その旨を国

土交通大臣に届け出なければならない。

(代表取締役等の選定等の決議)

第十節 会社の代表取締役又は代表執行役の選定

及び解任並びに監査役の選任及び解任又は株式

の事業計画を国土交通大臣に提出して、その認

可を受けなければならない。これを要しないよう

とするときも、同様とする。

(重要な財産の譲渡等)

第十二節 会社は、国土交通省令で定める重要な

財産を譲渡し、又は担保に供しようとするとき

は、国土交通大臣の認可を受けなければならない

こととする。

(定款の変更等)

第十三節 会社の定款の変更、利益の処分又は損

失の処理、合併、分割及び解散の決議は、国土

交通大臣の認可を受けなければならない。その効力を生

じない。

(財務諸表)

第十四節 会社は、毎営業年度終了後三月以内に、

その営業年度の貸借対照表、損益計算書及び営

業報告書を国土交通大臣に提出しなければならない

こととする。

(監査)

第十五節 会社は、国土交通大臣がこの法律の定

めるところに従い監査する。

二 国土交通大臣は、この法律を施行するため必

要があると認めるときは、会社に対し、業務に

関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第十六節 国土交通大臣は、この法律を施行する

ため必要があると認めるときは、会社からその

業務に関し報告をさせ、又はその職員に、会社

の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、

帳簿、書類その他の物件を検査させることができ

る。

二 前項の規定により立ち入り検査をする職員は、そ

の身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを

提示しなければならない。

三 第一項の規定による立ち入り検査の権限は、犯罪

捜査のために認められたものと解してはならな

い。

(施設)

第十七節 国土交通大臣は、次の場合には、財務

大臣に協議しなければならない。

一 第三節第一項の基本計画を定めようとする

とき。

二 第五節第二項、第九節第一項、第十一節

第十二節又は第十三節(会社の定款の変更の

決議に係るものについては、会社が施行する

様式の総数を変更するものに限る。)の認可を

しようとするとき。

平成15年7月18日 金曜日

官報

第3652号

6

Consignment for a
government

Ordinance

(政令(の委任))

第十九条 附則第二項から前条までに規定するもののほか、会社の設立及び公団の解散に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十條 新東京国際空港公団法の廃止

(新東京国際空港公団法の廃止に伴う経過措置)

第二十一條 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の新東京国際空港公団法第二十一條の規定により国土交通大臣が定めた基本計画は、第三項第一項の規定により国土交通大臣が定める基本計画とみなす。

2 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の新東京国際空港公団法の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

3 前二項に規定するもののほか、新東京国際空港公団法の廃止に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十二條 附則第一項ただし書に規定する規定の施行前にした行為及び附則第十二条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る附則第二十條の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(公職選挙法の一部改正)

第二十三條 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第三十八條第一項中「及び新東京国際空港公団」を「成田国際空港公団」に改める。

(航空法の一部改正)

第二十四條 航空法の一部を次のように改正する。

目次中「第五十六條の五」を「第五十六條の四」に改める。

第三十八條第一項中「及び新東京国際空港公団」を「成田国際空港公団」に改める。

第五十五條の三の前の見出し、同条及び第五十六條を削る。

第五十六條の二の前の見出しを削り、同条を第五十六條とし、同条の前に見出しとして、「第一種空港等の特例」を付し、第五十六條の二を第五十六條の二とする。

第五十六條の四第一項中「第五十六條の二第一項を「第五十六條第一項」に改め、同条第二項中「(但し)」を「ただし書」に改め、同条を第五十六條の二とする。

Abolition of the New Tokyo
International Airport Authority

第五十六條の五第六項ただし書中「(但し)」を「ただし」に改め、同条第七項中「差別的取扱」を「差別的取扱い」に改め、同条を第五十六條の四とする。

(航空法の一部改正に伴う経過措置)

第二十五條 前条の規定の施行前に同条の規定による改正前の航空法第五十五條の三第一項若しくは第二項又は第五十六條の規定によりした処分、手続その他の行為は、前条の規定による改正後の航空法の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(関税法の一部改正)

第二十六條 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第三十七條第一項中「新東京国際空港公団」を削り、港務施設の下に若しくは空港施設を加える。

第三十八條第一項中「地方公共団体及び新東京国際空港公団」を「及び地方公共団体」に改める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第二十七條 地方財政再建促進特別措置法(昭和二十七年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第二項中「新東京国際空港公団」を削る。

(空港整備法の一部改正)

第二十八條 空港整備法(昭和三十一年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第一号中「新東京国際空港」を「成田国際空港」に改める。

第三條第二項中「新東京国際空港は新東京国際空港公団」を「成田国際空港は成田国際空港株式会社」に改める。

第十二條中「新東京国際空港公団」を「成田国際空港株式会社」に改める。

(所得税法の一部改正)

第二十九條 次に掲げる法律の新東京国際空港公団の項を削る。

一 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)別表第一第一号の表

二 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一第一号の表

三 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)別表第一

四 登録免許税法(昭和四十二年法律第二十五号)別表第一

五 消費税法(昭和六十二年法律第八号)別表第三第一号の表

六 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十二年法律第四十号)別表第一

一 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正に伴う経過措置

第二十條 前条(同条第六号)に係る部分に限る。以下この条において同じ。この規定の施行前に同条の規定による改正前の独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の規定に基づき公団がした行為及び公団に対してなされた行為については、なお従前の例による。

(公用飛行場周辺における航空機騒音による被害の防止等に関する法律の一部改正)

第三十一條 公用飛行場周辺における航空機騒音による被害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第二條中「ひん繁な」を「頻繁な」に、「新東京国際空港」を「成田国際空港」に改める。

第十一條第一項中「新東京国際空港」を「成田国際空港」に改める。

第十六條の前の見出し中「新東京国際空港」を「成田国際空港」に改め、同条第一項中「新東京国際空港」を「成田国際空港」に、「ひと」との「わな」を「個々」に改める。

(空港整備特別会計法の一部改正)

第三十二條 空港整備特別会計法(昭和四十五年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「この会計に帰属する国庫納付金」の下に「この会計に帰属する株式の処分による収入」を加える。

附則第八項に次の一号を加える。

五 この会計に所屬する株式でこの会計において保有する必要があるものについて、政令で定めるところにより、一般会計に所屬させる場合。

(石油パイプライン事業法の一部改正)

第三十三條 石油パイプライン事業法(昭和四十七年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第四十一條第三項を削る。

(新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法の一部改正)

第三十四條 新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法(昭和五十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法

第一條中「新東京国際空港」を「成田国際空港」に改める。

第二條第一項中「新東京国際空港」を「成田国際空港」に、「一」を「いすれかを」に改め、同条第三項中「新東京国際空港」を「成田国際空港」に改める。

第三條第一項第二号中「新東京国際空港」を「成田国際空港」に改める。

第六條を削る。

第七條第一項中「並びに前条第一項を削り、同条を第六條とする。」

第八條を第七條とし、第八條の二を第八條とする。

総務大臣	片山虎之助
財務大臣	塩川正太郎
経済産業大臣	平沼 赳夫
国土交通大臣	林 寛子
内閣総理大臣	小泉純一郎

平成15年7月18日 金曜日

官 報

第3652号

4

成田国際空港株式会社法をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十五年七月十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

法律第二十号

成田国際空港株式会社法

目次

第一章 総則（第一節 第四條）

第二章 事業等（第五節 第十四條）

第三章 雑則（第十五條 第十七條）

第四章 罰則（第十八條 第二十三條）

附則

第一章 総則

（会社の目的）

第一条 成田国際空港株式会社（以下「会社」といふ。）は、成田国際空港の設置及び管理を効率的に行うこと等により、航空輸送の利用者の利便の向上を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化に寄与することを目的とする株式会社とする。

（成田国際空港）

第二条 この法律において「成田国際空港」とは、附則第十二条第一項の規定により会社が新東京国際空港公園（以下「公園」といふ。）から分離した公共利用施設をいう。

（成田国際空港等の設置及び管理）

第三条 成田国際空港及び成田国際空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要航空施設（昭和二十七年法律第二百一十一号）第二條第四項に規定する航空保安施設の設置及び管理は、国土交通大臣が定める基本計画に適合するものでなければならない。

2 前項の基本計画に關し必要な事項は、政令で定める。

（商号の使用制限）

第四条 会社以外の者は、その商号中に成田国際空港株式会社という文字を使用してはならない。

第二章 事業等

（事業の範囲）

第五条 会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。

一 成田国際空港の設置及び管理

二 成田国際空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空施設第二

条第四項に規定する航空保安施設の設置及び管理

三 成田国際空港及び航空貨物の取扱施設、航空機給油施設その他の政令で定める施設並びにこれらの施設以外の施設で成田国際空港を利用する者の利便に資するために成田国際空港の敷地内に建設することが適当であると認められる事業所、店舗その他の政令で定められるものの建設及び管理

四 成田国際空港の周辺における航空機の騒音等により生ずる騒音を防止し、又はその損失を補償するために行う次に掲げる事業

イ 騒音地帯の整備のための土地等の取得、造成、管理及び防護

ロ 騒音防止工事等を行う者に対する助成、住居を移転する者等に対する損失の補償及びその所有する土地の買入れ

ニ イからロまでに掲げるもののほか、成田国際空港の周辺における航空機の騒音等により生ずる騒音を防止し、又はその損失を補償するために行う事業であつて政令で定めるもの

五 前号に掲げるもののほか、成田国際空港の周辺における生活環境の改善に資するために行う次に掲げる事業

イ 成田国際空港の周辺における航空機の騒音等により生ずる生活環境への影響を緩和するために必要であるとして認められる政令で定める事業であつて成田国際空港の機能の發揮に資するものを行う者に対し、出金する事業

ロ 成田国際空港の周辺における航空機の騒音等により生ずる騒音の防止、成田国際空港の周辺の地域の整備その他の成田国際空港の周辺における生活環境の改善に資する事業を行う地方公共団体に対し、政令で定めることにより、交付金を交付する事業

ハ イ及びロに掲げるもののほか、成田国際空港の周辺における生活環境の改善に資するために行う事業であつて政令で定めるもの

六 前号の事業に附帯する事業

七 前号に掲げるもののほか、会社の目的を達成するために必要な事業

八 会社は、前項第七号の事業を行うこととすべきは、あらかじめ国土交通大臣の認可を受けなければならない。

（生活環境の改善に対する配慮等）

第六条 会社は、成田国際空港の周辺の地域の住民等の理解と協力を得ることとがその事業の円滑な実施を図る上で不可欠であることにかんがみ、その事業の実施に当たり常に成田国際空港の周辺における生活環境の改善に配慮するとともに、前条第一項第四号及び第五号に掲げる事業を適切かつ確實に営まなければならない。

2 国は、会社が前条第一項第四号及び第五号の事業を円滑に実施することができるよう配慮するものとする。

（一般担保）

第七条 会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

（資金の貸付け）

第八条 政府は、予算の範囲内において、会社に対し、第五條第一項第一号及び第二号の事業に要する経費に充てる資金を無利子で貸し付けることができる。

（新株、社債及び借入金）

第九条 会社は、新株若しくは新株予約権を発行し、社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六條第一号に規定する短期社債を除く。第二十二條第二号において同じ。）を募集し、又は非公開限を一年を超えて資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。ただし、新株予約権が行使されたことにより新株を発行しようとするときは、この限りでない。

2 前項本文の規定は、会社が、債券を失った者に交付するために政令で定めるところにより債券を発行し、当該債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合には、適用しない。

3 会社は、第一項ただし書の場合においては、当該新株を発行した後、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（代表取締役等の選定等の決議）

第十条 会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解任並びに監査役の選任及び解任又は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第二十一條の八第七項に規定する監査委員の選定及び解任の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

（事業計画）

第十一条 会社は、毎営業年度の開始前に、国土交通省令で定めるところにより、当該営業年度の事業計画を国土交通大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

（重要な財産の譲渡等）

第十二条 会社は、国土交通省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。（定款の変更等）

第十三条 会社の定款の変更、利益の処分又は損失の処理、合併、分割及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

（財務諸表）

第十四条 会社は、毎営業年度終了後三月以内に、その営業年度の貸借対照表、損益計算書及び営業報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（監査）

第十五条 会社は、国土交通大臣がこの法律の定めるところに従い監査する。

2 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要であると認めるときは、会社に対し、業務に關し監督上必要な命令をすることができ、（報告及び検査）

第十六条 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要であると認めるときは、会社からその業務に關し報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（罰則）

第十七条 国土交通大臣は、次の場合には、財務大臣に協同して罰金を科す。

一 第三條第一項の基本計画を定めようとするとき、

二 第五條第二項、第九條第一項、第十一條、第十二條又は第十三條（会社の定款の変更の決議に係るものについては、会社が発行する株式の総数を変更するものに限る。）の認可をしようとするとき、

2 前号の事業に附帯する事業

七 前号に掲げるもののほか、会社の目的を達成するために必要な事業

八 会社は、前項第七号の事業を行うこととすべきは、あらかじめ国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 前号の事業に附帯する事業

七 前号に掲げるもののほか、会社の目的を達成するために必要な事業

八 会社は、前項第七号の事業を行うこととすべきは、あらかじめ国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 前号の事業に附帯する事業

平成15年7月18日 金曜日

官 報

第3652号

6

(政令への委任)
第十九条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、会社の設立及び公団の解散に関し必要な事項は、政令で定める。
(新東京国際空港公団法の廃止)
第二十條 新東京国際空港公団法は、廃止する。
(新東京国際空港公団法の施行期に同条の規定による改正前の新東京国際空港公団法第二十一條の規定により国土交通大臣が定めた基本計画は、第三條第一項の規定により国土交通大臣が定める基本計画とみなす。
2 前条の規定の施行前に同条の規定による改正前の新東京国際空港公団法の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。
3 前二項に規定するもののほか、新東京国際空港公団法の廃止に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
(罰則の適用に関する経過措置)
第二十二條 附則第一条ただし書に規定する規定の施行前にした行為及び附則第十二條第四項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る附則第二十條の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(公団法の一部改正)
第二十三條 公団法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。
第百二十六條の二第二項第二号中、「新東京国際空港公団」を削る。
(航空法の一部改正)
第二十四條 航空法の一部を次のように改正する。
目次中「第五十六條の五」を「第五十六條の四」に改める。
第三十八條第一項中「及び新東京国際空港公団」を削る。
第五十五條の三の前の見出し、同条及び第五十六條を削る。
第五十六條の二の前の見出しを削り、同条を第五十六條とし、同条の前に見出しとして「(第一種空港等の特例)」を付し、第五十六條の二を第五十六條の三とする。
第五十六條の四第一項中「第五十六條の二第一項」を「第五十六條第一項」に改め、同条第二項中「但書」を「ただし書」に改め、同条を第五十六條の五とする。

第五十六條の五第六項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第七項中「差別的取扱」を「差別的取扱い」に改め、同条を第五十六條の四とする。
(航空法の一部改正に伴う経過措置)
第二十五條 前条の規定の施行前に同条の規定による改正前の航空法第五十五條の三第一項若しくは第二項又は第五十六條の規定によりした処分、手続その他の行為は、前条の規定による改正後の航空法の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。
(関係法の一部改正)
第二十六條 関係法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。
第二十七條第一項中、「新東京国際空港公団」を削り、「空港地」の下に「若しくは空港施設」を加える。
第三十八條第一項中「地方公共団体及び新東京国際空港公団」を「及び地方公共団体」に改める。
(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)
第二十七條 地方財政再建促進特別措置法(昭和二十七年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。
第二十四條第二項中、「新東京国際空港公団」を削る。
(空港整備法の一部改正)
第二十八條 空港整備法(昭和三十一年法律第八十号)の一部を次のように改正する。
第二條第一項第一号中「新東京国際空港」を「成田国際空港」に改める。
第三條第二項中「新東京国際空港は新東京国際空港公団」を「成田国際空港は成田国際空港株式会社」に改める。
第十二條中「新東京国際空港公団」を「成田国際空港株式会社」に改める。
(所得税法等の一部改正)
第二十九條 次に掲げる法律の新東京国際空港公団の項を削る。
一 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)別表第一第一号の表
二 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一第一号の表
三 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)別表第二
四 登録免許税法(昭和四十二年法律第二十五号)別表第一

五 消費税法(昭和六十二年法律第八号)別表第二第一号の表
六 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四十号)別表第一
(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第三十條 前条(同条第六号)に係る部分に限る。
以下この条において同条の規定の施行前に同条の規定による改正前の独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の規定に基づき公団がした行為及び公団に対してなされた行為については、なお従前の例による。
(公共用飛行場周辺における航空機騒音による被害の防止等に関する法律の一部改正)
第三十一條 公共用飛行場周辺における航空機騒音による被害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第十号)の一部を次のように改正する。
第一條中「ひん葉な」を「類葉な」に、「新東京国際空港」を「成田国際空港」に改める。
第十一條第一項中「新東京国際空港」を「成田国際空港」に改める。
第十六條の前の見出し中「新東京国際空港」を「成田国際空港」に改め、同条第一項中「新東京国際空港」を「成田国際空港」とし、このこととを「わな」を「調わな」に改める。
(空港整備特別会計法の一部改正)
第三十二條 空港整備特別会計法(昭和四十五年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。
第二條第一項中「この会計に帰属する国庫納付金」の下に「この会計に帰属する株式の処分による収入」を加える。
附則第八項に次の一号を加える。
五 この会計に所屬する株式でこの会計において保有する必要がなくなつたものについて、政令で定めるところにより、一般会計に所屬換する場合。
(石油パイプライン事業法の一部改正)
第三十三條 石油パイプライン事業法(昭和四十七年法律第五号)の一部を次のように改正する。
第四十一條第三項を削る。
(新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法の一部改正)
第三十四條 新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法(昭和五十三年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

題を次のように改める。

成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法
第一條中「新東京国際空港」を「成田国際空港」に改める。

第二條第一項中「新東京国際空港」を「成田国際空港」に改め、同条第二項中「新東京国際空港」を「成田国際空港」に改める。

第三條第一項第三号中「新東京国際空港」を「成田国際空港」に改める。

第六條を削る。

第七條第一項中「並びに前条第一項を削り、同条を第六條とし、第八條の二を第八條とする。

第八條を第七條とし、第八條の二を第八條とする。

総務大臣 片山虎之助
財務大臣 堀川正十郎
経済産業大臣 平沼 赇夫
国土交通大臣 林 寛子
内閣総理大臣 小泉純一郎